

市役所からの **お知らせ**

個人住民税の特別徴収制度について

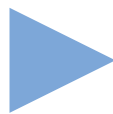


兵庫県と県内すべての市町は、
**平成30年度から 個人住民税の
 特別徴収 を徹底します!**

**従業員の個人住民税は、所得税と同じく事業主による
 特別徴収（給与天引き）が義務づけられています！**

原則すべての事業主の皆様を
 特別徴収義務者として指定します。

**指定の対象
 （事業所）**



**所得税の源泉徴収義務の
 ある給与等の支払者**

ただし、次の方は普通徴収（従業員が自分で納付）の対象となります。

- a** 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の方
- b** 給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
- c** 給与の支払が不定期（毎月支給されていない）な方
- d** 他の事業者から支払われる給与から特別徴収されている方（乙欄適用者）

※従業員の方が常時10人未満の事業主の場合、申請により年12回の納期を年2回とする制度があります。詳しい手続きは市町村へお問い合わせください。

お問い合わせ先

洲本市財務部税務課
☎0799-22-3321(代)

南あわじ市市民部税務課
☎0799-43-5213(直)

淡路市財務部税務課
☎0799-64-2505(直)

個人住民税の特別徴収Q&A

Q 今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、いまさら特別徴収？

A 原則として、所得税を源泉徴収している事業主（給与支払者）の方は、地方税法第321条の3、第321条の4及び各市町の条例の規定により、従業員（パート、アルバイト等を含む）の個人住民税を特別徴収していただくこととされています。これまでも、法律の定める要件に該当する方については、特別徴収をしていただく必要があり、特に法律改正が行われたわけではありません。地方税法の趣旨に沿った適切な課税と納付をしていただくために必要なことですので、ご理解ください。

Q 事業主の負担が増えるのでは？

A 所得税のように税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。個人住民税の計算は市町が行い、従業員ごとの住民税額を各市町から通知します。なお、従業員が常時10名未満の事業者には、申請により納期を年2回とする制度があります。

Q 従業員にメリットはあるの？

A ①従業員の方が金融機関へ納付の度に出向く手間が省けます。
②納め忘れが無くなるとともに、納期が年12回のため、納期が年4回である普通徴収より、1回あたりの納付金額が少なくなります。

普通徴収該当者がおられる場合…

給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書兼仕切紙」（県HPでダウンロードできます）を添付のうえ、給与支払報告書個人別明細書摘要欄に略号を記載願います。
※平成30年1月に提出する給与支払報告（平成29年所得分）からの事務手続です。

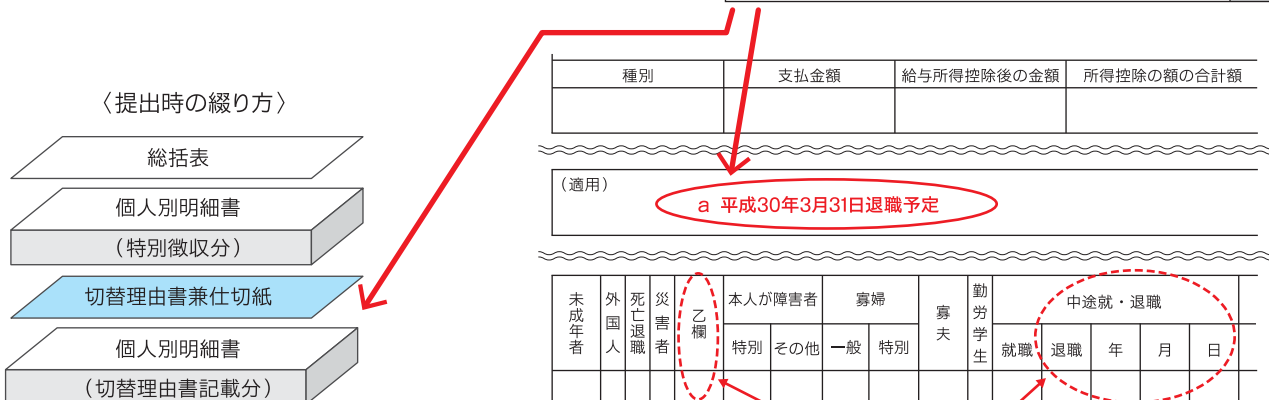
普通徴収切替理由書（兼 仕切紙）

市・町長あて

指定番号	
事業所名	

普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。

略号	普通徴収への切替理由（下記4項目以外の理由は不可）	人数
a	退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者	人
b	給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方	人
c	給与の支払が不定期（毎月支給されていない）な方	人
d	他の事業者から支払われる給与から特別徴収されている方（乙欄適用者）	人
普通徴収合計人数		0人



乙欄適用又は退職年月日の記入があれば、略号の記入は不要です。
退職予定者は、退職予定日を摘要欄に記入してください。